

## 【 基 本 方 針 】

新型コロナウイルス感染症の発生から3年目に入った。わが国でもワクチン接種が進んでいるが、新たな変異株の発生により終息時期が見えず、福祉の現場においては試行錯誤が続いている。本会では、令和3年度に引き続き、感染リスクを低減させた活動事例の紹介や感染防止対策に係る助成制度の継続など、地域の方が安心して活動できる環境づくりに取り組む。

令和3年3月に今後6年間における地域福祉推進の羅針盤として、「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この活動計画の2年目となる令和4年度は、本会における初年度の取り組みの評価や、地域福祉活動の実態調査を行うとともに、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめ地域包括支援センターなど様々な機関・団体と協力し、掲げた目標に沿った事業を着実に実施する。また、市民や関係者向けに分かりやすく説明するPR動画を活用するなどして広報活動を展開する。

地域福祉活動の担い手不足の解消に向け、本会とボランティア活動に関するパートナーシップ協約を締結した大学や、福祉活動に貢献したいと考えている企業・団体、さらには社会福祉法人等とも連携し、活動者に対する支援と新たな担い手の発掘と育成、地域福祉意識の醸成と活動への参加を促進する取り組みを進める。

また、コロナ禍で顕在化した新たな福祉課題や複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域において様々な相談を受けとめている民生委員児童委員や福祉委員、各相談支援機関等との連携をさらに緊密に行うなど総合相談機能の強化と支援体制の充実を図る。

指定管理施設の運営については、前期に引き続き令和4年度からの指定管理者に選定された11の指定管理施設を含めた13の施設において、良質な福祉・介護サービスの提供と新型コロナウイルス感染防止対策に努め、利用者をはじめ関係者、職員の安全・安心に留意した運営に取り組む。

通所介護など収益性が求められる介護保険事業については、引き続き利用者の確保やコスト意識の徹底などに努め、健全な経営を目指す。

法人運営については、平成27年4月の本会と旧各区（支部）社会福祉協議会の組織一体化後における財政運営について見直しを図るとともに、本会を取り巻く環境等の変化を踏まえ、これからの法人運営と各事業の方向性を示す「中期事業計画」の策定を進める。

また、今後も安定した事業活動を続けられるよう、会員会費や寄附金等の自主財源の確保・活用のあり方について検討する。

## I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

### 1 第5次地域福祉活動計画に基づく事業の推進

#### (1) 第5次地域福祉活動計画（せんだい<sup>あい</sup> a i プラン）の推進

第5次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）について、PR動画を用いた分かりやすい広報を行うなど、地域福祉関係者や市民に対し、引き続き計画の周知と理解を深める取り組みを行う。また、活動計画に掲げた目標に沿った事業を着実に実施するため、各事業の実績やその成果を把握し、進捗確認していくとともに、住民の生活実態や福祉課題に即した地域活動を推進する地区社協等において、コロナ禍でも工夫した取り組みを行った好事例や、あるいは取り組みが難しく苦慮している活動実態などの調査を実施し、活動計画に盛り込まれた取り組み内容と比較検証する。また、社会福祉関係者等有識者による懇談会を開催し、本会の活動実績や活動実態調査の内容を共有し、様々な見地から意見を聴取するとともに、地域づくりに関わる大学関係者から助言を得るなど、活動計画を推進する。

- ▶ 第5次地域福祉活動計画推進懇談会の開催
- ▶ 活動計画の冊子の配布とPR動画を用いた広報による周知

#### (2) 「身近な福祉課題に気づく力を高める」ための取り組み 《活動目標1》

市民の福祉活動への理解が深まるよう、広報紙「社協だよりせんだい」に小地域福祉ネットワーク活動を推進する地区社協や地域福祉団体のコロナ禍における工夫した取組事例などを掲載するとともに、本会ホームページに掲載している「地区社協活動シート」「サロン開催状況」「地区社協だより」などの関連情報を適宜更新するなど、地区社協活動の「見える化」の取り組みを進める。

区・支部事務所のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が地区社協等と協働して地域の課題を把握し、その解決に向け共に取り組む「CSW協働推進地区」を区・支部ごとに2地区指定し、「知る」「共有する」「検討する」「試す」をテーマに、重点的な支援を行う。なお、地区指定期間終了後も、身近な相談場所の確保や学生と地域とを結ぶ取り組みなど、地区ごとに新たな地域課題の解決に向けて活動していることから、引き続きフォローアップを行っていく。

復興公営住宅や防災集団移転地等において、新しく設立された町内会（自治会）のコミュニティ活性化支援を行ってきたが、震災から11年が経過し、町内会（自治会）のコミュニティが安定してきたことに伴い、主な課題も既存の町内会が抱える課題と同様のもになってきている。このため、対象地域の町内会（自治会）や地区社協の役員、民生委員児童委員等に、地域の活動団体や支援者を加えた情報交換会を市及び区ごとに開催し、課題の共有や解決策を話し合うとともに、本会としては、今後のコミュニティ活性化支援のあり方について検討する。

また、復興公営住宅等の被災者に対しては、引き続きその状況に応じて寄り添

いながら必要な相談や訪問活動を行う。

- ▶ C S W協働推進地区への支援【重点】
- ▶ 地域のコミュニティ活性化のための「つなぐ・つながるプロジェクト」【重点】

### (3) 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」ための取り組み

#### 《活動目標2》

住民同士が出会い参加する場、地域の様々な相談を受けとめる場、安心して過ごせる居場所などを活用した情報共有の場づくりを進め、住民や専門機関と協働した地域における支え合い・助け合い活動を促進させるため、住民のニーズ、課題などを話し合う住民主体の「地域座談会」を区・支部ごとに2地区選定し開催に向けた支援を行う。

企業の社会貢献・C S R活動については、町内会等への会議室の貸し出し、おまつりなどのイベント開催支援、子ども食堂への食材提供などの事例を広報誌「ぼらせん」等で紹介するとともに、本会ホームページに掲載している「地域の資源とニーズをつなぐマッチングポータルサイト」への登録を呼びかけるなど、企業と地域の協力・連携した取り組みを進める。

子どもの居場所づくりを進めるため、引き続き子ども食堂に取り組む団体に対して助成を行うとともに、居場所づくりに取り組む団体同士の情報交換や関係機関とのネットワーク構築を図る場を設けるなど、課題の共有と団体へのサポートを行う。

- ▶ 地域座談会の開催【重点】
- ▶ 地域福祉推進のための企業との連携事業【重点】
- ▶ 子どもの居場所づくり支援事業【重点】

### (4) 「解決のために行動する」ための取り組み 《活動目標3》

地区社協では、新型コロナウイルス感染防止対策により対面や参集できない環境下でも、役員同士の連絡や会議の開催、あるいは安否確認が必要な住民との会話や情報提供について、I C T（情報通信技術）を活用している事例がある。見守り活動や災害時支援等などへのI C T活用も見据え、パソコンやプロジェクター、モバイルW i - F i（ワイファイ）等を貸し出す「(仮称) I C T活用推進事業」を創設し、地区社協の会議、研修やインターネット環境整備を支援する。なお、I C Tを活用した会議、研修を行う場合は、I C T関連企業等と連携し支援していく。

社会福祉法人には、公益的取組を通して、さらなる地域貢献が求められていることから、児童、障害、高齢等の種別分野を超えた団体との意見交換を行うとともに、本会と他法人との連携や法人同士の連携を進め、地域の実情や福祉ニーズ等を踏まえた事業展開を図る。

地域包括ケアシステムにおける第1層（区・支部単位）生活支援コーディネー

ターの機能を担っている区・支部事務所においては、第2層（中学校区単位）生活支援コーディネーターの機能を担っている地域包括支援センター及び区保健福祉センターと、引き続き、三者ミーティングを定期的開催する。ミーティングでは、主に第2層圏域における、高齢者を対象とした集いの場の普及方策や、NPOや事業所等の多様な主体による支えあいのネットワーク構築などの生活支援体制整備に向けた課題とその対応について協議を進め、さらなる地域支援・相談支援体制の充実・強化に取り組む。

- ▶ （仮称）ICT活用推進事業【重点・新規】
- ▶ 他の社会福祉法人との連携事業の検討・実施
- ▶ 地域包括ケア推進事業（第1層生活支援コーディネーターの機能に係る事業）【重点】

#### (5) 「一人ひとりの住民の参加を推進する」ための取り組み 《活動目標4》

町内会や地区社協、NPO・ボランティアなど地域福祉活動団体の担い手確保に向けて、それぞれの地域特性を踏まえ、コロナ禍であっても若者から高齢者まで各世代が地域活動やボランティア活動に参加しやすい体験プログラムなどを企画し実施する。

市内7大学等と締結している「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」に基づき、ボランティアのすそ野拡大と連携を強化するため、大学との情報交換や学生のボランティア活動を支援する。

児童・生徒が、福祉やボランティアへ関心を持ち、「共に生きる力を育む」ことを目的とした福祉学習の普及を進めるため、小・中・高等学校や教育行政機関、障害者団体等と連携・協力し、地域の高齢者や障害者等との交流体験などを進める。

- ▶ 各種ボランティア講座（地域福祉サポーター養成講座、地域のボランティア育成講座、夏のボランティア体験会等）
- ▶ 大学とのボランティア活動の連携・協力事業（パートナーシップ協約）【拡充】
- ▶ 福祉学習推進事業

## 2 多様化・複雑化する課題を抱える世帯に対する相談体制の強化

### (1) 多機関協働による包括的支援体制構築事業

国が進める「重層的支援体制整備事業」の本格実施に向け、区・支部事務所に相談支援包括化推進員としてのCSWを配置し、多様化・複雑化した課題を抱える世帯に対して、様々な支援機関と連携しながら課題解決に向けた相談支援や援助活動に引き続き取り組む。

民生委員児童委員や福祉委員等は、地域の気になる世帯、既存の制度では解決

が難しい世帯などを把握し、相談に応じているケースが少なくない。このことから、地域包括支援センター等の専門相談機関を交えたケース検討会の開催をCSWがコーディネートし、課題の共有や役割分担などを話し合うなど支援の充実に取り組む。

また、児童、障害、高齢、生活困窮支援などに関わる関係者を対象とした「コミュニティソーシャルワーク推進会議」を開催し、ケース検討会で共有された支援事例やその対応、今後の連携について情報共有を図るとともに、新たな支援の仕組みづくりや総合相談に係るネットワークの強化に取り組む。

- ▶ 多機関協働による包括的支援体制構築事業【重点・拡充】
- ▶ コミュニティソーシャルワーク推進会議の開催等

## (2) 生活困窮者の自立に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い減収や失業により生活に困窮する世帯が増加していることから、地域からの情報提供や区・支部事務所等での貸付相談や食糧支援、あるいはCSWの日々の実践活動を通して生活困窮者の把握に努める。また、必要に応じて自立支援事業や家計相談支援事業あるいは生活保護等のセーフティネットへ適切につなげるとともに、民生委員児童委員など地域の支援者と連携し、孤立することなく自立した生活に向けた支援に取り組む。

特例貸付については、令和4年1月31日現在で相談件数が3万5千件、貸付件数が2万9千件を超えている。今後、償還に向けた事務が始まるが、借受人からの相談・問い合わせに適切に対応していく。

仙台市の「生活自立・仕事相談支援センター」の受託団体である一般社団法人パーソナルサポートセンターへの本会職員の派遣を継続し、包括的な相談支援体制の充実を図るとともに支援活動の円滑な推進に努める。

- ▶ 生活困窮者自立支援事業推進事業【重点・拡充】
- ▶ 貸付事業の実施

## (3) 判断能力が十分でない方への支援

日常生活自立支援事業については、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等から多くの相談が寄せられていることから、本事業の理解と周知を図り、円滑に利用に結び付けられるよう新たに「支援関係者向けリーフレット」を作成、発行する。

また、本事業の業務改善や職員研修の充実を図るとともに、生活支援員の確保を強化するなど事業基盤の強化を引き続き進める。

成年後見制度の利用促進に向けては、仙台市が策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護相談に係る地域包括支援センターや市長申立に係る区役所窓口において適切に対応できるよう、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職で構成する「(仮称) チーム支援会議」を設置し、助言、アドバイス等の支援をいただく体制を整備する。

専門職団体を構成している仙台市成年後見サポート推進協議会については、各参加団体から活動状況を報告していただくとともに、「(仮称) チーム支援会議」の内容を共有し、権利擁護や成年後見制度利用促進にかかる連携を深めるネットワークの強化を進める。

また、引き続き、市民や関係者向けにセミナーを開催するなど、成年後見制度の利用促進と普及啓発に努める。

- ▶ 日常生活自立支援事業 支援関係者向けリーフレットの発行【新規】
- ▶ (仮称) チーム支援会議の開催【重点・新規】
- ▶ 仙台市成年後見サポート推進協議会の運営

## II 組織体制の強化と経営基盤の確立等に向けた取り組みの推進

### (1) 住民に信頼される法人運営に向けた取り組み

高い公共性を有する社会福祉法人として、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に、安定経営を基本とした法人運営に努める。

また、本会が行う地域福祉事業の成果指標に加え、財源確保や人材育成など法人運営上の取り組みについて今後達成すべき目標を明らかにした「中期事業計画」を策定する。

加えて、近年頻発する自然災害に対応するため、大規模な地震や風水害を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、発災時における本会の役割を十分果たすことができる体制づくりを行う。

事務の効率化に向けては、ICTを活用したWeb会議やオンライン研修を積極的に導入するため機器等の整備を図るとともに、職員の勤怠状況を管理するオンラインシステムを導入する。

- ▶ 中期事業計画の策定
- ▶ 大規模災害発生時における事業継続計画の策定
- ▶ ICT活用等による事務効率化の推進

### (2) 安定した財源確保と適正な執行

事業活動を安定的に継続させるためには、会員会費や寄附金など自主財源の確保が重要であることから、本会の取り組みについて市民や関係者からの理解が得られるよう積極的な広報活動を展開する。特に、37万部を発行する広報紙「社協だよりせんだい」に加え、新たにYouTubeによる動画配信やFacebookなど交流型のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、比較的若い世代に向けた情報発信力を高めていく。

また、平成27年4月の本会と旧各区（支部）社会福祉協議会の組織一体化後における財政運営のあり方については、新たに地域福祉活動推進基金を設置するなどの見直しを行うとともに、自主財源の確保・活用のあり方について検討するなど、さらなる経営基盤の強化に取り組む。

- ▶ 広報事業の充実・強化（SNSや動画による情報発信力の強化）

### (3) 職員の資質向上及び能力開発の推進

地域共生社会の実現に向け、今後本会が担うべき役割が増大していくことが想定される中、その期待に適切に応えられる人材の育成が不可欠となっている。職員の資質向上と能力開発に向け、人事評価制度の活用により職員の成長を促すとともに、人材育成のための研修計画を策定し、必要な学習機会の確保に努める。

また新たな取り組みとして法人内における「事業提案・業務改善制度」を導入し、職員の創意工夫やアイデアを積極的に活かせる組織風土づくりを進める。

さらに、CSWについては、「CSWファシリテーター研修」を実施し、実践的な知識や技能等、専門的なスキル向上を図る。

- ▶ 人材育成のための研修計画の策定
- ▶ 事業提案・業務改善制度の導入

### (4) 質の高い福祉・介護サービスの提供

指定管理施設については、令和4年度からの指定管理者に選定された11の指定管理施設を含めた13施設において、引き続き良質な福祉・介護サービスの提供と新型コロナウイルス感染防止対策に努め、利用者をはじめ関係者、職員の安全・安心に留意した運営に取り組む。

介護保険事業である台原、高砂、郡山の各デイサービスセンターについては、老人福祉センターとの複合施設の強みを活かし、通常に通所介護に加え、介護予防としてニーズの高い「生活支援通所型サービス」を提供したり、老人福祉センター利用団体の協力を得たレクリエーションを実施したりするなどサービスの充実を図る。さらには、併設する地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携や積極的な営業活動により利用者確保に努め、適切な収益確保を図る。

有資格者の確保が困難なため令和3年9月から休止していた社協五橋ケアプラザセンター（居宅介護支援事業所）は、4月末をもって廃止する。

令和4年度に大規模修繕工事が予定されている宮城社会福祉センター（青葉区宮城支部事務所含む）については、再開に向けて遺漏がないよう準備を進める。

- ▶ 指定管理13施設における良質な福祉・介護サービスの提供（福祉プラザ、老人福祉センター4か所、デイサービスセンター3か所、社会福祉センター2か所、障害者施設3か所）
- ▶ 介護保険事業における適切な収益確保